

検討委員会における論点（案）

平成 23 年度に実施された包括外部監査結果の報告等も踏まえ、次の論点により検討を行う。

1 改革基本方針に係る重点検討団体についての検討（本委員会）

監査結果の報告において、県の改革基本方針の見直し、団体のあり方の整理や経営の抜本的な見直し、県との役割分担や県の財政負担についての検討 などが必要とされた団体を選定し、個別に重点的な検討を行う。（検討団体案については資料 8 参照）

2 団体に対する県の関与のあり方等についての検討（本委員会）

（1）団体に対する県のチェック体制等について

監査結果報告を受け、団体の設立目的に沿った効果的・自立的な経営の促進のため、県として重点的に指導監督する団体（監理団体）と所管部局が管理する団体（報告団体）に分けて対応するなど、県の関与のあり方、チェック体制等について検討を行う。

また、監理団体における経営目標の設定や進捗管理の方法などについて併せて検討する。

（2）指定管理者による運営について

外郭団体が指定管理者となり施設運営を行っているケースについて、指定管理者としての運営に係る評価やモニタリングなど、管理体制のあり方の検討を行う。

3 改革基本方針に係るその他の団体についての検討（部会方式）

団体における状況の変化や公益法人改革への対応などにより、個別団体において方針に関する修正が必要なもの、あるいは、改革基本方針における対象団体の見直しが必要なもの等について、総括的に検討を行う。